

児童扶養手当法第13条の2第2項第1号に規定する障害基礎年金その他の障害を支給事由とする政令で定める給付

- ① 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ② 恩給法（大正12年法律第48号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給
- ③ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく障害年金
- ④ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の規定に基づく障害年金
- ⑤ 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）の規定に基づく留守家族手当
- ⑥ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金
- ⑦ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- ⑧ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金並びに同法第69条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく補償でこれらに相当するもの
- ⑨ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく条例の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- ⑩ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「旧国共済法」という。）の規定に基づく障害年金（障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ⑪ 一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）
- ⑫ 一元化法附則第79条の規定によりなおその効力を有するものとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前

の私立学校教職員共済組合法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法第 25 条第 1 項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）

⑬ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成 18 年法律第 1 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和 33 年法律第 70 号）第 2 条第 1 項の互助年金のうち公務傷病年金及び国会議員互助年金法を廃止する法律附則第 11 条第 1 項の公務傷病年金

⑭ 執行官法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 18 号）による改正前の執行官法（昭和 41 年法律第 111 号）附則第 13 条の規定に基づく年金たる給付のうち増加恩給